

○中之条町議会モニター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中之条町議会モニター(以下「議会モニター」という。)を設置することにより、中之条町議会(以下「町議会」という。)の活動に関し、町民からの要望、提言、その他の意見等を広く聴取し、町議会の円滑かつ民主的な運営を推進していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、会議(非公開で行われるものを除く。)とは町議会の本会議(定例会年4回及び臨時会)、常任委員会、特別委員会及び町議会議長(以下「議長」という。)の下に設置される会議をいう。

(定員)

第3条 議会モニターの定員は8名以内とする。ただし、議長が認めたときは、この限りでない。

(資格)

第4条 議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 中之条町に在住、在勤又は在学する者
- (2) 公務員及び各種議会議員でない者
- (3) 町議会の仕組み及び運営に関心がある者
- (4) 町政及び地域社会の発展に関心がある者

(募集方法)

第5条 議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体又は個人に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 議会モニターは、応募者及び推薦された者の中から議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定により町議会モニターの委嘱に当たっては、年齢、地域、職業等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(職務)

第7条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行うことができる。

- (1) 会議を傍聴(ネットを含む)し、当該会議に関する意見等を述べること。
- (2) その他議長が必要と認めた職務

(意見等の処理)

第8条 議会モニターは、前条の意見等がある場合には、議長に通知する。

2 議長は必要に応じて関係会議に当該意見等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

3 前項の規定による検討した結果は、原則として当該意見等を提出した議会モニターに通知するとともに、「議会だより」等で公表するものとする。

(任期)

第9条 議会モニターの任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合には前任者の残任期間とする。

2 議会モニターは、再任させることができる。

(解任)

第10条 議会モニターが、次の各号に該当するときは、議長は当該議会モニターを解任することができる。

- (1) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(謝礼)

第11条 議会モニターは無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、予算の範囲内において謝礼を支給することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年2月19日から施行する。